

## コンプライアンス委員会運営基準

### (目的)

第1条 この基準は、一般財団法人中部圏地域創造ファンド（以下、「この法人」という。）の倫理規程第7条の規定に則り、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (所管事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

一 コンプライアンス施策の検討と実施

二 コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング

三 コンプライアンス違反事件についての分析・検討

四 コンプライアンス違反再発防止策の策定

五 その他理事長が委員会に意見を求めた事項について意見を提出すること

### (委員)

第3条 委員会は、コンプライアンス統括管理責任者を委員長とし、外部有識者、コンプライアンス推進責任者その他事務局員の6名以内で組織する。

2 委員会発足時の委員名簿は別表のとおりとする。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集する。

2 会議は、委員長が議長となる。

3 会議は、年1回定例会を開催するほか、必要に応じて開催する。

4 委員会の会議は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

5 委員長は、必要あると認めるときは委員会に関係職員を参加させ、説明させることができる。

(議決)

第6条 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって行う。

2 緊急を要する事項については、会議の開催に代えて書面により委員に意見を求め、委員の過半数をもって決することができる。

(議事録)

第7条 委員会は、委員長が記名押印した議事録を作成し、事務局に保管する。

2 議事録の保管年数は、法人文書管理規程の規定に基づき、10年とする。ただし、重大なコンプライアンス違反に関する議事録については永久とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局をこの法人の事務局に置く。

(補則)

第9条 この運営基準の改廃は、理事長が行う。

2 この運営基準に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この運営基準は、2019年6月4日から施行する。

(別表) コンプライアンス委員会委員名簿

氏名	役職	所属
大野 明彦	委員長	(一財) 中部圏地域創造ファンド業務執行理事・コンプライアンス統括管理責任者
矢内 淳		弁護士
黒田 朱里		公認会計士
神原 義治		(一財) 中部圏地域創造ファンド事務局長・コンプライアンス推進責任者
青木 研輔		(一財) 中部圏地域創造ファンド事務局次長